

○参考（国、都の方針）

国

第6次男女共同参画基本計画策定（計画期間：2026年度～2030年度）に当たっての基本的な考え方（素案）【案】（2025年8月）より

I 男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現		参考とする施策の基本的方向	6次計画の参考とする項目
第1分野 ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現	1 働き方改革の更なる推進と多様で柔軟な働き方の実現	働くことを希望する全ての人が、その能力を十分に発揮することができるよう、多様で柔軟な働き方の実現を図る	○
	2 共働き・共育ての実現に向けた仕事と育児の両立支援、男女双方の意識改革・理解促進	男性の家事・育児参画の促進や固定的な性別役割分担意識の解消の意識改革・理解の促進等により、共働き・共育ての実現に向けた取組を推進	○
	3 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい雇用環境の整備	介護離職を防止し、労働生産性低下の回避のため、仕事と介護の両立支援を推進	○
第2分野 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	1 政治分野	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（2021年6月に改正）では、国及び地方公共団体の責務が強化され、女性が立候補や議員活動しやすい環境の整備、ハラスメント防止などの取組推進	○
	2 司法分野	—	—
	3 行政分野	地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画拡大	○
	4 経済分野	企業における女性の活躍や仕事と家庭生活の両立支援の推進。女性起業家や女性労働者に対する能力開発などの支援	○
	5 学術分野	—	—
	6 教育・スポーツ・メディア等	学校には、女性の能力発揮が組織の活性化に不可欠。教育長や校長など意思決定過程への女性の登用を推進。	○
	7 専門・技術職、各種団体等	—	—
第3分野 女性の所得向上と経済的自立の実現	1 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進等による女性の参画拡大・男女の均等な機会の確保	男女雇用機会均等法の履行確保（性差による差別的取扱いや妊娠・出産等での不利益取扱い禁止など）	○
	2 非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の推進	正規と非正規間の不合理な待遇差別解消（非正規雇用労働者に対するリ・スキリング支援、就職支援等）	○
	3 多様な働き方における就業環境の整備、再就職等への支援	フリーランスが安心して働ける就業環境整備や女性の再就職等に向けた支援	○
	4 ハラスメントに係る意識啓発及び防止対策の徹底	ハラスメントが行われない職場づくりの促進	○
第4分野 生涯を通じた男女の健康への支援	1 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援	生涯を通じた健康保持のため、性差に応じた的確な保健・医療が受けられる支援の促進。性暴力の加害者・被害者にならないための教育等や女性への長期的、継続的な健康増進支援など	○
	2 仕事と健康課題の両立の支援	職場における女性の健康課題への理解・支援等の推進	○
	3 医療分野における女性の参画拡大	医療従事者の女性の健康づくりを支援するために、政策、方針決定過程への女性の参画拡大の促進	○
第5分野 テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進	1 テクノロジー関連施策のジェンダー主流化、ジェンダー・イノベーションの推進及び安全・安心な利用環境の整備	—	—
	2 テクノロジーを含む科学技術分野における男女共同参画の推進	—	—
	3 男女の研究者・技術者が共に働き続けやすい環境の整備	—	—
	4 女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成	女子児童・生徒、保護者及び教員に対して、理工系の進路選択に関する理解促進	○
第6分野 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実	1 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化	あらゆるジェンダーに基づく暴力を容認しない社会基盤の形成に向けた啓発を強力に推進（教育啓発や情報提供、相談しやすい社会環境の整備など）	○
	2 性犯罪・性暴力への対策の推進	各関係機関が連携した相談支援体制の整備を進めることにより、被害者支援の更なる充実を図る	○
	3 こどもに対する性犯罪・性暴力の根絶に向けた対策の推進	学校設置者等や教育保育等の事業者に対し、こども性暴力防止法に基づき、こどもへの性暴力防止に取り組む。こども・若年層に対する性暴力被害の予防等のための被害防止啓発、国民意識の向上に向けた取組、取締りを強化	○
	4 配偶者等への暴力の防止及び被害者の保護等の推進	配偶者等への暴力の防止と被害者支援に当たっては、都道府県と市町村が連携して取り組む。被害者支援は、被害者のニーズに沿った保護、自立支援等の支援を、切れ目なく行う。	○
	5 ストーカー事案への対策の推進	相談窓口の充実、適切な避難等、迅速・的確な支援。ストーカー行為等の未然防止、再発防止に向けた教育活動、広報啓発活動。	○
	6 セクシュアルハラスメント防止対策の推進	セクシュアルハラスメントに関する意識改革に向けた取組の促進、相談体制の整備や研修の充実等、セクシュアルハラスメント防止対策の促進	○
	7 人身取引対策の推進	—	—
	8 売買春への対策の推進	若年層等への啓発活動、相談支援や生活支援、自立支援の推進	○
	9 インターネットを利用した性暴力等への対応	関係機関等と連携した広報啓発の推進	○
第7分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備	1 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援	女性支援新法（2024年4月施行）における相談支援等の推進。	○
	2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	女性は複合的な困難な状況に置かれやすいことから、社会全体が多様性を尊重する環境づくりに資するよう、人権教育・啓発等を推進	○

II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化			
第8分野 防災・復興における男女共同参画の推進	1 国の防災・復興行政への男女共同参画の視点の強化	—	—
	2 地方公共団体の取組促進	災害対応に当たっては、各地方公共団体において男女共同参画の視点からの取組が進められることが不可欠	○
	3 国際的な防災協力における男女共同参画	—	—
第9分野 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進	1 女性にも選ばれる地域づくりのための男女共同参画の推進	様々な分野において、男女共同参画の取組を推進することが重要	○
	2 地域活動における男女共同参画の推進	多様な住民の地域活動への参画やリーダーとしての女性の参画は、地域社会の活性化や持続可能な地域社会を構築する上で重要	○
	3 官民連携による男女共同参画の推進	男女共同参画社会基本法を一部改正（2026年4月施行）し、国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進を効果的に推進するため、関係者相互間の連携と協働の促進に必要な施策を講ずるよう努める。地方公共団体は、関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点（男女共同参画センター）としての機能を担う体制を、単独または共同して確保するよう努める。	○
	4 環境問題への取組における男女共同参画の推進	—	—
第10分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備	1 男女共同参画の視点に立った各種制度等の見直し	—	—
	2 男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実	法令等で保障される人権の理解促進、人権侵害の相談窓口などの周知	○
第11分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進	1 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	教育基本法（平成18年法律第120号）が掲げる男女の平等を重んずる態度を養うという教育の目標を達成するため、学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る	○
	2 国民的広がりを持って地域に浸透する広報活動の展開とメディア分野等と連携した積極的な情報発信	多様なメディア・コンテンツを活用しながら、訴えかける対象ごとに戦略的な広報活動を展開。関係機関と連携して地域における広報・啓発活動の一層の推進を図る。	○
第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献	1 持続可能な開発目標（SDGs）や女子差別撤廃委員会など国連機関等との協調	SDGs実施指針改定版（2024年12月）におけるジェンダー平等の実現及びジェンダー主流化はあらゆる取組にその視点を反映させることが必要	○
	2 G7、G20、APEC等における各種コミットメント等への対応	—	—
III 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化	1 国内の推進体制の充実・強化	男女共同参画社会の実現には、多様な主体との連携・協働が必要。男女共同参画の取組の効果的な推進のためには、PDCAサイクルで課題等を把握して、あらゆる分野へのジェンダーの視点の反映が重要。新設の男女共同参画機構は地方公共団体の男女共同参画センターを強力に支援。	○
	2 男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進	—	—

都

第7期東京都男女平等参画審議会（次期計画期間：2027年度～2031年度）

（東京都男女平等参画基本条例第15条：行動計画その他男女平等参画に関する重要事項を調査審議するため、知事の附属機関として東京都男女平等参画審議会(以下「審議会」という。)を置く）

※現行の「東京都男女平等参画推進総合計画」は、「女性活躍推進計画」「配偶者暴力対策基本計画」で構成

第6次計画
の参考とする
項目



【総会】

第1回（2025年4月18日開催）

●東京都男女平等参画推進総合計画の改定について→都の総合計画である「2050東京戦略」を踏まえた計画とする

※「2050東京戦略」について

<p><u>2050年代の「ビジョン」</u></p> <p>「誰もが自らの生き方を性別にとらわれず選択できる社会」</p> <ul style="list-style-type: none"> 性別による固定的な役割分担意識は社会から消え、「女性活躍」「男女平等参画」という言葉は過去のものに 東京から広がった女性活躍の輪（WA）がジェンダー・ギャップ指数を押し上げ、日本が世界のトップランナーに リーダー層の約半数が女性となるほか、政治や研究などあらゆる分野の第一線で当たり前前に女性が活躍 	○
<p><u>2035年に向けた政策の方向性</u></p> <p>「ビジョン」を実現するため、2035年に向けて取り組む、3つの「政策の方向性」</p> <ul style="list-style-type: none"> 「意識改革により、女性活躍を阻むアンコンシャス・バイアスを払拭」 「世界から大きく立ち後れる経済の分野や意思決定の場での女性活躍を強化」 「ライフステージを通じて、誰もが持てる力を存分に発揮できる環境を実現」 	○

●次期計画改定に向けた審議会の論点例について

○「2050東京戦略」実現のため2035年に向けて取り組む3つの政策の方向性とその社会への浸透を意識した論点

<ul style="list-style-type: none"> 「意識改革により、女性活躍を阻むアンコンシャス・バイアスを払拭」 	<p>➤ 現行計画の視点の「②根強い固定的性別役割分担意識等の変革」を強化</p> <p>⇒ 根強く残る性別役割分担意識の変革、女性活躍を阻む「マインドの壁」の打破に向け、各対象に効果的に働きかけ</p>	○
<ul style="list-style-type: none"> 「世界から大きく立ち後れる経済の分野や意思決定の場での女性活躍を強化」 	<p>➤ 現行計画の視点の「⑩誰もが安心して働き続けられる社会の仕組みづくり」を強化</p> <p>⇒ 様々な分野への男女平等参画促進に向けた数値目標の導入、女性の力が企業の持続的成長にもつながることの理解促進</p>	○
<ul style="list-style-type: none"> 「ライフステージを通じて、誰もが持てる力を存分に発揮できる環境を実現」 	<p>➤ 現行計画の視点の「⑩誰もが安心して働き続けられる社会の仕組みづくり」と「⑩男女間のあらゆる暴力の根絶」を強化</p> <p>⇒ 男女の健康と仕事・家事・育児等の両立（フェムテック活用など）、地域や社会を含め多様な生き方を支援</p> <p>⇒ 配偶者暴力など男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶</p>	○
<p>■ 女性活躍基本条例(仮称)の方向性や事業を計画に反映し、各施策が都民や社会に届くよう広報等を強化</p>		

●「女性の活躍を促進するための検討部会」での検討状況について（・2025年3月21日開催の第4回資料）

※女性活躍推進条例の制定を見据えた会議体

○取組を推進するために必要な事項（経済分野）

具体的な事項

<p><u>多様な組織づくりで企業価値を向上（事業主）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 経営戦略として多様な組織づくりや人材育成 	○
<p><u>女性の成長に結びつく経験の機会を提供し、個性や能力を活かす（都民・事業主など）</u></p> <p>※就活生・起業家・女性経営者など雇用関係にない女性も含む</p> <ul style="list-style-type: none"> 職域拡大（業種・職種）、労働安全衛生等の環境整備・意思決定層の積極的な登用と育成 	○
<p><u>長時間労働など日本型の労働慣行の見直しと新たな評価制度への転換（事業主）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 業務標準化やテクノロジーの活用・働く時間や場所が選択できる働き方・時間から成果への評価軸の転換 	○
<p><u>両立支援が利用しやすい組織風土の醸成、男性の家庭での活躍</u></p>	○
<p><u>健康課題への対応（事業主）</u></p> <p>※企業にとっては業務効率に、女性本人にとっては就業継続に大きな影響。女性の労働損失等の経済損出は社会全体で約3.4兆円。</p> <p>長く健康に働けるための環境整備が重要</p>	○

○取組を推進するために必要な事項（社会全体）

具体的な事項

<p><u>固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣習の見直し</u></p>	○
<p><u>将来を担う子供・若者の可能性を拡げる</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 性別にとられない個性や能力の伸長（将来の選択肢の幅を拡げる） 生活者として自立して生きていくために必要な資質や能力を身に付ける教育の提供 女性の数が少ない分野に女性を増やす 	○

【男女平等参画部会】（審議会の中に位置づけ）

第1回（2025年5月23日開催）

●第1回総会における主な意見

アンコンシャス・バイアスについて	・無意識の偏見は、性別・年代に関係なくある ・教育の視点からのジェンダーバイアス払拭が必要 ・業界団体や地域の中で連携をして取組を進めることも非常に大事	○
女性の活躍推進について	・主要なところに女性が増えていって、それが当たり前になることが重要 ・特に女性には力を出し切っていない方が多いという現状を踏まえ、性差をより生かせるよう改善していく視点が重要	○
男性の家事・育児について	・教育の場や働く場で男性の意識改革をさらに進めるべき ・それに加えて働き方の問題がある	○
企業への支援・働きかけについて	・中小企業の具体的な行動に結びつく支援が必要	○
多様な人々への支援について	・多様な人々を取り残すことなく、いかに有効な支援を届けるのかという点も課題 ・特に女性の場合、貧困、暴力の被害、家族のケアを担いやすいなど、困難に陥りやすい共通の要素がある。	○
男女共同参画センターについて	・国は、男女共同参画センターの機能強化の方向を打ち出している ・ウィメンズプラザや、都内各地の男女共同参画センターをしっかりと機能強化して、この分野に興味のない人も巻き込んで、啓発や取組を進めてほしい。	○
ジェンダー統計について	・データを収集・集計し、それに基づいて施策を展開することは極めて重要 ・性の多様性への配慮から、性別データの収集をしない動きがあるが、これでは課題がどこにあるかわからなくなり、施策の効果の測定もできなくなる。 ・ジェンダー統計をとり、分析し、それをもとに施策を実施する必要がある	○

●3つ政策の方向性に応じた論点

世界から大きく立ち後れる経済の分野や意思決定の場での女性活躍を強化	・様々な分野への男女平等参画促進に向けた数値目標の導入 男女平等参画を促進する数値目標の考え方について	○
	・女性の力が企業の持続的成長にもつなげることの理解促進 企業や社会全体で取り組むべきことは具体的には何か	○
ライフステージを通じて、誰もが持てる力を存分に発揮できる環境を実現	・男女の健康と仕事・家事・育児等の両立（フェムテック活用等） 仕事・家事・育児等を両立するために必要な男女の健康課題への対応の在り方について	○
	・地域や社会を含め多様な生き方を支援 人の多様性を踏まえた、多様な生き方に向けた支援の在り方について	○
意識改革により、女性活躍を阻むアンコンシャス・バイアスを払拭	・根強く残る性別役割分担意識の変革や「マインドの壁」の打破 なぜ、このような意識や壁が残っているのか 意識の変革や壁の打破に向けて今後必要なことは何か	○

●第1回総会を踏まえた論点

・男女共同参画センターの機能強化	国の方向性を踏まえ、東京ウィメンズプラザ(都の男女共同参画センター)はどのような機能を強化すべきか 機能の強化に向けた取組の方向性について	○
・ジェンダー統計の充実	ジェンダー統計の充実のため必要なことは何か ジェンダー統計の充実のため、（都庁内外の）理解促進を図るには何が 必要か	○
・都の施策の広報	都の施策を都民に知ってもらうために効果的な手法について	○
・都の施策の推進	企業・団体等と連携・協働して施策を進めるための仕組み・方法について	○

【配偶者暴力対策部会】（審議会の中に位置づけ）

第1回（2025年5月19日開催）

第2回（2025年7月25日開催）

●次期計画構成（案）

■配偶者暴力対策	1 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見	○
	2 多様な相談体制の整備	
	3 安全な保護の体制の整備	
	4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備	
	5 関係機関・団体等の連携の推進	
	6 人材育成の推進（二次被害防止と適切な苦情対応を含む）	
	7 調査研究の推進	
■男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策	1 性暴力被害者に対する支援	○
	2 ストーカー被害者に対する支援	
	3 セクシュアル・ハラスメント等の防止	
	4 性・暴力表現等への対応	